

令和7年度

監査結果フォローアップ報告書

長崎県監査委員

監査結果フォローアップ報告（令和7年度確認分）

1 フォローアップの目的

監査結果報告において指摘事項又は意見とした事項（以下「指摘事項等」という。）について、措置の状況を確認し、是正・改善が認められない事項については是正・改善の取組みを促し、徹底した事後検証を行うとともに、類似事例の再発防止の取組みについて啓発するなど監査結果のフォローアップを行うことにより、監査の実効性を高める。

（参考）確認基準

区 分		内 容	摘 要	
A	是正・改善済	措置を講じ、改善を終えたと認められるもの		
B	是正・改善見込	講じた措置が未だ終了していないが、是正・改善が確実に見込まれると認められるもの	その後の取組状況の報告を求めない	
C	是正・改善に取組中	<ul style="list-style-type: none"> ・是正・改善に着手していると認められるもの ・是正・改善に向けて検討がなされている又は検討しようとしているのが認められるもの 	次年度以降の定期監査で、指摘事項等によることよって、措置状況として報告を求め、	是正・改善が見込まれるまで、その後の取組状況の報告を求め、フォローしていく
D	未取組	是正改善の取組みが認められないもの (改善も検討もしていないもの)	報告を求め、継続的にフォローをしていく	
E	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・解決に長期間を要するもの等、やむを得ないと認められるもの ・その他（フォローアップ対象から外れたもの等） 	その後の取組状況の報告を求めないが、解決に長期間を要するものについては、定期監査において継続して是正・改善の確認を行う	

2 フォローアップの概要

令和6年度までに実施した定期監査（普通会計・公営企業会計）、行政監査及び包括外部監査の「指摘」等に対する執行機関の措置状況について、提出された資料に基づき令和7年度の定期監査の際に検証を行った。

是正・改善が済んでいない事項については、必要に応じて、翌年度以降の定期監査において、再度、是正・改善を求めることとしている。

(1) 令和6年度の指摘事項及び意見について

令和6年度の指摘事項及び意見の107件は、「是正・改善済」が97件、「是正・改善見込」が9件、「その他（解決に長期間を要するもの等、やむを得ないと認められるもの）」が1件であった。

よって、令和8年度において引き続きフォローアップを行うものは、ない。

(2) 令和5年度の指摘事項及び意見について

令和5年度の指摘事項及び意見の20件は、「是正・改善済」が12件、「是正・改善見込」が5件、「是正・改善に取組中」が1件、「その他（解決に長期間を要するもの等、やむを得ないと認められるもの）」が2件であった。

よって、令和8年度において引き続きフォローアップを行うものは、1件となった。

フォローアップ対象に係る取組状況確認結果

(単位：件)

区 分			当初 指摘・意見	R7フォローアップ対象	R7確認結果					
					是正・改善済 A	是正・改善見込 B	R8フォローアップ対象			その他 E
							是正・改善取組中 C	未取組 D	計 C+D	
令和6年度 実施	定期 監査	普通 会計	36	36	34	2				
		公営企業会計	2	2	1					1
		小計	38	38	35	2				1
	行政 監査	私費 会計	65	65	58	7				
		私費会 計以外	4	4	4					
		小計	69	69	62	7				
	計①		107	107	97	9				1
令和5年 度 実施	定期 監査	普通 会計	111	2	1		1		1	
		公営企業会計	5	0						
		小計	116	2	1		1		1	
	行政監査	14	8	5	3					
	包括外部 監査	61	10	6	2				2	
	計②		191	20	12	5	1		1	2
合計①～②			298	127	109	14	1		1	3

*4年度以前の指摘等事項については、昨年度までには是正・改善済等を確認済み。

3 改善された事例

○機関単位の縦割りではなく、3機関で連携した相互利用の仕組み等を検討し、公舎のより一層の有効活用を図られたい。

〔管財課、教育環境整備課、警察本部会計課〕（令和5年度行政監査「意見」）

〔措置状況〕

他部局職員の入居可能情報を可視化し共有する仕組みを構築し、公舎の相互利用を促進した。

○県立学校が管理する私費会計の会計経理等について、執行機関等に対し速やかに改善・検討などを促すこと。

〔教育環境整備課、学芸文化課、体育保健課〕（令和6年度行政監査「意見」）

〔措置状況〕

「学校諸費取扱マニュアル」について、第三期学校諸費検討委員会において全面的に内容を見直し、新たに私費会計の取扱いに関する基本的な考え方を示した「学校諸費取扱方針」を策定した。

4 課題として残っている事項

（1）定期監査

○令和5年度普通会計 1件

県が所有者に代わり引揚げた船舶について、引揚げ後の撤去・処分の要請及び土地使用料相当額の不当利得返還請求を行っていない。〔長崎港湾漁港事務所〕

（2）行政監査

なし

（3）包括外部監査

なし